

相模原市監査委員公表第21号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成15年2月12日に実施した事務監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、同項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成22年8月24日

相模原市監査委員 大 貫 勲

同 石 橋 忠 文

同 沼 倉 孝 太

同 米 山 定 克

1 監査対象事務

放置自転車等防止対策及び違法駐車等防止対策について

2 監査を実施した日及びその結果を市長に提出した日

平成15年2月12日

3 市長から措置を講じた旨の通知があった日

平成22年8月6日

4 監査の結果及び市長の講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>1 自転車駐車場について</p> <p>(1) 市営有料自転車駐車場内の長期放置自転車等は、放置確認後、自転車駐車場条例施行規則の規定に基づき、当該駐車場内で6箇月間保管した後、処分している。</p> <p>現地調査の際、当該長期放置自転車を有料駐車スペースを割いて39台も保管していた駐車場(相模原駅南口自転車駐車場)があり、他の市営有料自転車駐車場においても同様の状況を確認した。</p> <p>市営有料自転車駐車場内の長期放置自転車等については、別の場所において保管する等により、駐車場内の駐車スペースの有効活用を図られたい。</p>	<p>1 自転車駐車場について</p> <p>(1) 市営有料自転車駐車場内に放置されている自転車等については、利用承認期間終了日から3日経過後に別スペースに移動し、有料駐車スペースの確保に努めています。</p> <p>また、別スペースへ移動後17日間以上経過した自転車等については、相模原市自転車等の放置防止に関する条例の規定に基づき、放置自転車として毎月1回市の保管所に移動しています。</p> <p>【都市整備課】</p>